

平成29年度 順天寮事業報告

利用者の障がいの重度化・多様化が進行し、支援にあたり高度な知識や技術が求められる中、対応困難な利用者支援に向け、職員研修へ積極的に取り組みながら、一人ひとりの能力に応じた個別支援計画に添って、日常生活の支援や作業支援、自立支援を行ってまいりました。

特に、救護施設の役割のひとつである地域移行に向けた取り組みにより、地域生活への移行が進みつつあります。

また、生活困窮者自立支援法に基づく「生活困窮者就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）は、地域貢献事業として保護に至る前の段階の支援として事業がスタートしました。

障がい者が地域で生活するのに、一人暮らしでは不安があるが、若干の支援があれば地域で生活できると考えられる利用者への支援として、グループホームを運営することの必要性が提起され、昨年8月1日指定共同生活援助事業所事業を開始しました。

地域との交流については、納涼祭や近隣福祉施設と共催による「ほほえみ祭」等の開催、また保護司を始め多くのボランティアの皆様の関わりにつきましても、広報紙やホームページにより地域の皆様に報告してまいりました。

施設等整備につきましては、老朽化した設備・機器の計画的な更新を進め、故障に伴うエコキュートの更新、栄養管理・発注業務等の効率化のため栄養管理システムの更新、食堂等のLED化等、効率的な運営をするための施設整備を行ってまいりました。

また、燃料等の単価の見直し、契約の見直しを進め経費削減に取り組んでまいりました。

結果、事業活動の当期資金収支差額合計は、前年度決算分のうち1,000万円の積立後において1,100万円を超える黒字を計上することができました。この収支差額は、将来の施設整備に備えた施設整備積立金として積み立てることとさせていただきたいと考えています。引き続き、施設の機能強化を図りながら、安定した経営と地域福祉の向上に努めてまいります。

平成 29 年度 指定共同生活援助事業所事業報告

指定共同生活援助事業は、日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主として夜間において、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行う障害者福祉サービスです。

施設や病院等から地域生活への移行を推進し、障がいのある人が地域の中で自立し生活を営んでいくため、グループホームが非常に重要な役割を果たしている状況のなか、昨年 8 月 1 日、主に救護施設順天寮の退寮者（居宅生活訓練事業終了者）が、地域でその人らしく生活していくための場所として共同住宅を借り上げ、定員 4 名にてグループホームを開設しました。

また、本人の意向を踏まえ自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する特定相談支援事業所も開設しました。

開設に当たり、地域の皆様に事業の趣旨等をご理解・ご協力いただき、事業を始めることができました。

経営面では、事業開始に当たり、自動火災報知設備設置、炊飯器、食器棚等、開設準備費用として救護施設順天寮会計より 300 万円を繰り入れ、初年度の当期末支払資金残高は、190 万円余となりました。

平成 30 年度の障害者福祉サービス等報酬改定における共同生活援助にとっては厳しい改定となりましたが、早期に 4 人利用にすることで安定的な経営に努めてまいります。